

守山市のケアマネジメントに関する基本方針(案)の策定について

第2回介護保険運営協議会の後に委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、「守山市のケアマネジメントに関する基本方針（案）」を修正しました。

主な修正点等については、次のとおりです。

《ケアマネジメントに関する基本方針(案)の主な修正点》

P1「1 策定の目的」

- ・「守山市」の重複表記を整理
- ・「守山市」を「本市」に修正

P2「3 守山市における自立、自立支援の考え方」

- ・タイトルから守山市を削除

P3「4 ケアマネジメントに関する基本方針」

- ・(2)介護予防の基本方針アに「要支援状態になった場合においても」を追記

P4「6 ケアマネジメントに関わる対象者、関係者等の役割」

- ・(1)高齢者とその家族の項目中最後の段落に、認知症等により本人が必要なサービス等を判断できない場合の家族等の役割を追記
- ・(4)サービス提供事業者の役割において、ケアプランとの連携をケアマネジャーとの連携に修正

※ その他

全体を通じて、文言、表現の修正を行っています。